**業務委託仕様書（案）**

**１　事業の目的**

　　メディアを活用した宮崎・福島間のチャーター便利用旅行商品の広報を行うことにより、福島空港を利用した本県への誘客と、本県の風評払拭、観光振興を図ることを目的とする。

**２　業務名**

　　九州メディアタイアップＰＲ事業

**３　委託業務の内容**

(1)　業務内容

　　　下記の条件を満たす旅行商品の造成、及び広報を実施すること。なお、委託料は下記「イ　旅行商品の広報」にのみ支出すること。

　　※予算上限額：４，９９９，０００円

　　ア　旅行商品の造成

　　　①　旅行商品は、宮崎空港を出発して福島空港に着陸するチャーター便を利用すること。

　　　②　旅行商品の出発日の設定本数は１本以上であること。

　　　③　旅行商品は旅行業法第３条の登録を受けた第一種旅行業務又は第二種旅行業務を取り扱う事業者が造成すること。

　　　④　旅行商品は福島県内を周遊するものとし、近隣県を含めることも可とする。

⑤　旅行商品のうち１つは、福島県浜通り地域の周遊を含めるものとすること。

　　　⑥　造成する旅行商品は、「震災からの復興の姿と魅力的な観光資源を組み合わ

せた「福島の今」を体感できる」ものとする。

　　　※提案時、ターゲット及びペルソナを設定理由も併せて記載すること。なお、記

載する数は問わない。

　　イ　旅行商品の広報

　　　①　テレビ、ラジオ及び新聞を含むメディアを活用して広報すること。なお、テレビ広報のための制作及び放映料等の経費一式並びに必要に応じて実施する現地視察等に要する旅費及び視察先での入場料、飲食代は委託料の中から支出すること。

　　　②　旅行商品催行による目標誘客人数を１５０人とする。

(2)　留意事項

　　ア　業務の進行管理

　　　①　受託業務の開始時期及び終了時期並びに受託期間内において、甲又は乙が必要と認める時期に随時打合せを行うものとする。

　 　 ②　業務完了後、速やかに報告書を作成し、福島県に提出すること。

　　　③　乙は、受託業務の執行に関して、本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、遅滞なく甲に連絡し、指示を受けるものとする。

　　イ　円滑かつ効果的な業務の実施

①　乙は、受託業務の遂行上必要とする資料の収集に当たり、関係機関の協力を得る必要がある場合は、予めその趣旨を甲に連絡した上でこれを行わなければならない。

②　本事業の実施にあたり、甲が必要とする関係機関への諸手続について

は乙が代行するものとする。

　　ウ　事業費の取り扱い

　　 ①　編集、調査、報告等の一切の経費（交通費、宿泊費、車両費、コーディネート費、各種データ費等）は、全て事業費に含むこと。

②　業務の一部を第三者へ再委託する場合、再委託先、金額、業務体制などを事前に福島県に申告し、了解を得ること。なお、再委託先への指示、業務管理を徹底すること。

　　エ　情報資産の管理

　　　　個人情報の取り扱いに十分留意し、情報漏洩が生じないように管理すること。

**４　委託期間**

　　委託契約締結の日から令和６年１２月２０日（金）まで

**５　成果品**

　　事業実施報告書

**６　提出書類**

　　乙は甲に対して、委託契約書で定めた書類のほか、次に掲げる書類を提出し

なければならない。

(1)　着手届（別記第１号様式）

(2)　完了届（別記第２号様式）

(3)　その他甲が必要と認める書類